

<ご利用規約>

お子様の安全第一を考える当社の方針をご理解いただき、安心してご利用いただくために、本規約を定めるものといたします。

第1条 (適用範囲)

申込者(以下「委託者」という。)及びグアム法人であるHarmony Kids(以下「受託者」という。)との間の保育委託契約は、この規約の定めるところによります。

第2条 (保育業務の委託)

委託者は、受託者に対し、委託者の保護下にある利用申込書に記載のお子様について、委託者がグアムに滞在している間の、利用申込書に記載の予約日および時間の保育を受託します。委託内容及び条件は、本規約、パンフレットならびに委託者が記入のうえ提出された利用申込書及びお子様の調査書によることといたします。

第3条 (契約の申込)

- 1 受託者に契約の申込をするには、利用申込書及びお子様の調査書に、所定の事項をご記入の上、受託者に提出しなければなりません。
- 2 慢性疾患をお持ちのお子様、健康を害されているお子様、障害をお持ちのお子様、その他特別な配慮を必要とされるお子様は、その旨を調査書にご記入の上、お申込時にお申し出ください。受託者は、可能な範囲でこれに応じます。なお、この場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、当日の状況等により、ご利用をお断りさせていただく場合があります。
- 3 受託者は、次にあげる場合において、保育契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) お子様及び委託者が、受託者が予め明示した性別、年齢、資格、技能その他の条件を満たしてないとき
 - (2) お子様的人数が、募集予定数に達したとき
 - (3) 他の受託者ないしお子様に迷惑を及ぼし、または、保育業務の円滑な実施を妨げるおそれのあるとき
 - (4) 受託者の業務上の都合があるとき

第4条 (保育業務)

- 1 受託者が、申込書に記載の日に、お子様とともに、Harmony Kidsにご来所になり、受託者スタッフにお子様をお預けになることにより、受託者は、Harmony Kids内のKids Roomにて、その保育を行います。
- 2 受託者は、受託者の雇用するスタッフにより、利用申込書及び調査書の内容に従い、お子様が、安全かつ楽しい時間が過ごせるよう配慮し、お子様をお預かりいたします。但し、受託者及びそのスタッフは、医療またはこれに準ずる行為はいたしません。
- 3 当日のお子様の健康状態あるいは受託者の都合により、ご利用をお断りさせていただくことがあります。

第5条 (保育時間)

受託者は、利用申込書にご記入の終了時刻に、Harmony Kidsにご来所になり、お子様をお引取りください。但し、委託者の都合により、お子様のお引取りが上記の終了時刻より遅れる場合は、予めその旨を受託者にご連絡ください。

第6条 (ご利用料金等の支払)

委託者は、本規約に基づき業務の対価として、1日毎の業務開始時に、所定のご利用料金をお支払いください。

第7条 (善管注意業務)

- 1 受託者は、お子様を、善良な管理者の注意業務をもって保育いたします。但し、お子様の特殊事情により発生した事故のうち、調査書の「お子様について特に知らせておきたいこと」の欄にその特殊事項が記載されていない場合、受託者はその責任を負担しないものとします。また、お子様に既に疾病が認められ、これが悪化して発生したと認められる事故や、受託者の管理に従わなかったために発生したと認められる事故についても同様といたします。
- 2 受託者は、受託者ないしその雇用するスタッフの故意または過失によりお子様に事故が発生した場合は、受託者の費用負担により加入している損害保険契約の範囲内で、その損害賠償の責任に応じます。

但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に受託者に対して通知のあった場合に限り、受託者も、同損害保険契約がその損害を保証の対象として認めない場合には、お子様と受託者にその事故または怪我で発生し、実際にかかった費用のみに限り賠償をし、精神的苦痛や時間の損失などの物的、直接的でない損害に対する慰謝料は、その限りでないものとします。

- 3 上記以外の、次に例示するような事由による損害については、受託者は責任を負いかねますので、予めご了承ください。

- (1) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令及びこれらに随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) 委託者が持ち込まれた食品による食中毒
- (3) Kids Roomへの入室前または退室後の事故
- (4) 盗難または物品の紛失・毀損
- (5) お子様の生命または身体の安全確保のために必要な措置
- (6) 強盗その他受託者以外の第三者の故意または過失に基づき発生したものの
- (7) お子様同士で平常通りに遊んでいる間に発生した、または、受託者が善良なる管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらず発生した怪我

第8条 (緊急時のお引取り)

1 台風発生のとき、または「コンディション2」発令時は、ご予約の時間前であっても、お子様のお引取りをお願いする場合があります。

下記の日付をもって本規約を執行するものここに証言します。
委託者: 申込者(保護者)
申込者(保護者)署名

申込者氏名

続柄

お子様の氏名

2 その他緊急時に、お子様のお引き取りの連絡を受けた場合は、ご予約の時間前であっても、速やかにお子様をお引き取りいただくものといたします。

第9条 (緊急医療)

保育業務中に、怪我、病気等によりお子様の体調が悪くなった場合は、受託者及びそのスタッフの判断により、救急車を呼び、または、医療機関に連れて行くことができるものとし、受託者の選択した医療機関において、お子様が医療措置を受けることに、委託者は予め同意するものとします。この場合、受託者は、その医療措置の結果については、責任を負担いたしません。また、この場合の一切の費用(医療・通訳・移動その他)は、委託者が負担するものといたします。

第10条(ご予約の取消及びキャンセル料) ご予約の取消については、前日の5時までにご連絡ください。前日の5時以降の取消及びご連絡なくお申込を取り消された場合は、ご利用料金の全額をキャンセル料として申し上げます。

第11条 (準拠方)

本規約に規定のない事項、その他本規約の解釈について疑義が生じた場合、信義に従い誠実に対処するとともに、その準拠法はアメリカ合衆国法によるものといたします。

第12条 (裁判管轄)

本規約に申し紛争が生じた場合、その国際裁判管轄はアメリカ合衆国領GUAMとし、SUPERIOR COURT OF GUAMをもって第1審の専属管轄裁判所といたします。

受託者: ハーモニーキッズグアム
ハーモニーキッズグアム署名

申込者氏名

第13条 (その他)

- (1) 本規約をもって、全記載事項に関し委託者と受託者双方の理解と同意を得たものとします。そして、本規約、利用申込書及びお子様の調査書に記載のない(口頭説明等で暗示されたような)事情については一切責任を負わないものとします。
- (2) 本規約の一部が、法律の改正などにより無効または執行不可能となった場合でも、それ以外の部分については無効または執行不可能とはなりません。また、例え本規約において無効とされる条項であっても、法律ではその条項が無効とはみなされないこともあります。
- (3) 本規約の破棄、変更、修正または拡張は、書面に委託者と受託者の双方の正式な代表者の署名がない限り無効とします。
- (4) 契約期間終了後も、委託者及び受託者は、相互に、機密情報を管理する責任を負うこととします。
- (5) 本規約は、委託者と受託者双方の相続人、指定遺言執行者、継承者または管財人としての利益と責任を、双方が予め相手方の同意書を得ずに本規約を譲渡する場合を除いて、保証します。
- (6) 意見の不一致や論争、契約事態またはそれに関連したことで発生した損害、もしくは契約の破棄がある場合、委託者と受託者の双方が問題解決を目的とし、友好的な話し合いをします。

/ (月) / (日)